

## 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団役員及び評議員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、旅費（宿泊費を含む。）並びに役員等の職務遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。また、本人の申出により報酬などを辞退する場合には、報酬などを支給しないことが出来る。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給方法は、職員の例による。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬は、通貨により本人に支給する。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが出来る。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用の支給方法)

第6条 常勤の役員に対し、通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の支給基準及び支給方法は、職員の例による。

3 常勤の役員が、その職務を執行するために旅行する場合は、旅費を支給する。

4 前項の旅費の支給額及び支給方法は、職員の例による。

5 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(特例)

第7条 千葉県の特任職の常勤の職員若しくは一般職の常勤の職員で事業団の役員等を兼ねる者に対しては、千葉県との特別の取決めがない限り、この規程に基づく役員等としての報酬及び費用は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、法令に特別の定めがある場合のほか、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年4月1日施行の社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団役員及び評議員報酬等規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年6月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第1常務理事（センター長）の項中「月額730,000円」を「月額737,000円」とし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間適用する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

| 役職名         | 報酬額         |
|-------------|-------------|
| 理事長         | 月額 684,000円 |
| 常務理事        | 月額 584,000円 |
| 常務理事（センター長） | 月額 738,000円 |

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

|                    | 日 額     |
|--------------------|---------|
| 理事会等会議への出席         | 13,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 13,000円 |

（2）監事

|                    | 日 額     |
|--------------------|---------|
| 監事監査等への出席          | 13,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 13,000円 |

別表第3（評議員の報酬）

|                    | 日 額     |
|--------------------|---------|
| 評議員会への出席           | 13,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 13,000円 |